

認知症対応型共同生活介護 料金表

令和6年4月1日以降

1 介護報酬に係る費用

4 級地 10.54 円

認知症対応型共同生活介護 (1日につき)	単 位 数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
イ 認知症対応型共同生活介護費					
(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)					(1ユニット) ※利用者負担額は月額(30日)で算出
(一) 要介護1	765	24,190	48,379	72,568	【計算方法】 単位数×30日×10.54(地域単価) =月額報酬額 月額報酬額-(月額報酬額×負担割合※4) =利用者負担額
(二) 要介護2	801	25,328	50,656	75,983	
(三) 要介護3	824	26,055	52,120	78,165	
(四) 要介護4	841	26,593	53,185	79,778	
(五) 要介護5	859	27,162	54,323	81,485	
(2)※5 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)					(2ユニット以上) ※利用者負担額は月額(30日)で算出
(一) 要介護1	753	23,810	47,620	71,430	【計算方法】 単位数×30日×10.72(地域単価) =月額報酬額 月額報酬額-(月額報酬額×負担割合※4) =利用者負担額
(二) 要介護2	788	24,917	49,833	74,750	
(三) 要介護3	812	25,676	51,351	77,027	
(四) 要介護4	828	26,182	52,363	78,544	
(五) 要介護5	845	26,719	53,438	80,157	
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費					
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護(Ⅰ)					(1ユニット)
(一) 要介護1	793	25,075	50,150	75,224	
(二) 要介護2	829	26,213	52,426	78,639	
(三) 要介護3	854	27,004	54,007	81,011	
(四) 要介護4	870	27,510	55,019	82,529	
(五) 要介護5	887	28,047	56,094	84,141	
(2)※5 短期利用認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)					(2ユニット以上)
(一) 要介護1	781	24,696	49,391	74,086	
(二) 要介護2	817	25,834	51,667	77,501	
(三) 要介護3	841	26,593	53,185	79,778	
(四) 要介護4	858	27,130	54,260	81,390	
(五) 要介護5	874	27,636	55,272	82,908	
加算項目					
注6 夜間支援体制加算					1日につき
(1) 夜間支援体制加算(Ⅰ)	50	53	106	159	
(2) 夜間支援体制加算(Ⅱ)	25	27	53	79	
注7 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	211	422	633	入居日から起算して7日を限度として1日につき(ロを算定する場合のみ)

注8 若年性認知症利用者受入加算	120	127	253	380	1日につき
注9 入院時費用	246	260	519	778	1日につき(1月に6日を限度)
注10 看取り介護加算					1日につき(イを算定する場合のみ)
死亡日以前31日以上45日以下	72	76	152	228	
死亡日以前4日以上30日以下	144	152	304	456	
死亡日の前日及び前々日	680	717	1,434	2,151	
死亡日	1,280	1,350	2,699	4,048	
ハ 初期加算	30	32	64	95	1日につき(イを算定する場合のみ)
ニ 協力医療機関連携加算					
(1) 協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第105条第2項第1号及び第2号に規定する要件を満たしている場合	100	106	211	317	1月につき(イを算定する場合のみ)
(2) (1)以外の場合	40	43	85	127	1月につき(イを算定する場合のみ)
ホ 医療連携体制加算					1日につき
(1) 医療連携体制加算(1)イ	57	60	120	180	
(2) 医療連携体制加算(1)ロ	47	50	99	149	
(3) 医療連携体制加算(1)ハ	37	39	78	117	
(4) 医療連携体制加算(II)	5	6	11	16	
ヘ 退居時情報提供加算	250	264	527	791	1回につき(イを算定する場合のみ。1人につき1回が限度)
ト 退居時相談援助加算	400	422	844	1,265	1回につき(イを算定する場合のみ。1人につき1回が限度)
チ 認知症専門ケア加算					1日につき
(1) 認知症専門ケア加算(1)	3	4	7	10	
(2) 認知症専門ケア加算(II)	4	5	9	13	
リ 認知症チームケア推進加算					
(1) 認知症チームケア推進加算(1)	150	159	317	475	1月につき(イを算定する場合のみ)
(2) 認知症チームケア推進加算(II)	120	127	253	380	1月につき(イを算定する場合のみ)
ヌ 生活機能向上連携加算					
(1) 生活機能向上加算(1)	100	106	211	317	初回月のみ
(2) 生活機能向上加算(II)	200	211	422	633	1月につき(3か月が限度)
ル 栄養管理体制加算	30	32	64	95	1月につき(イを算定する場合のみ)
ヲ 口腔衛生管理体制加算	30	32	64	95	1月につき(イを算定する場合のみ)
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算	20	21	42	63	1回につき(イを算定する場合のみ)
カ 科学的介護推進体制加算	40	43	85	127	1月につき(イを算定する場合のみ)
コ 高齢者施設等感染対策向上加算					1月につき
(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(1)	10	11	21	32	
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II)	5	6	11	16	
タ 新興感染症等施設療養費(1日につき)	240	253	506	759	1月に1回、連続する5日が限度
レ 生産性向上推進体制加算					1月につき

(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	106	211	317	
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	11	21	32	
ソ サービス提供体制強化加算					1日につき
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	24	47	70	
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	19	38	57	
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7	13	19	

介護職員処遇改善加算(1月につき)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} × 11.1%) ^{※2} × 10.72
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} × 8.1%) ^{※2} × 10.72
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} × 4.5%) ^{※2} × 10.72
介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} (介護職員処遇改善加算を除く) × 3.1%) ^{※2} × 10.72
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} (介護職員処遇改善加算を除く) × 2.3%) ^{※2} × 10.72
介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき)
介護職員等ベースアップ等支援加算	(介護報酬総単位数 ^{※1} (介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を除く) × 2.3%) ^{※2} × 10.72

※1 介護報酬総単位数 = 基本サービス費 + 各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額 - (上記額 × 負担割合 (1円未満切り捨て))

※4 負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7

※5 3ユニットの場合であって、3ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和する場合は **50単位を減算**。

【利用者負担算出方法】

地域単価 × 単位数 = ○○円 (1円未満切り捨て)

○○円 - (○○円 × 負担割合^{※4} (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

介護予防認知症対応型共同生活介護 料金表

令和6年4月1日以降

1 介護報酬に係る費用 4級地 10.54円

介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費					イ 利用者負担額は月額(30日)で算出
(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅰ)	761	24,063	48,126	72,199	【計算方法】 単位数×30日×10.54(地域単価) =月額報酬額 月額報酬額-(月額報酬額×負担割合※4) =利用者負担額
(2)※5 介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)	749	23,684	47,367	71,050	
ロ 介護予防短期利用認知症対応型 共同生活介護費					
(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	789	24,949	49,897	74,845	1日につき
(2)※5 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	777	24,569	49,138	73,707	1日につき
加算項目					
注6 夜間支援体制加算					1日につき
(1)夜間支援体制加算(Ⅰ)	50	53	106	159	
(2)夜間支援体制加算(Ⅱ)	25	27	53	79	
注7 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	211	422	633	入居日から起算して7日を限度として1日につき(ロを算定する場合のみ)
注8 若年性認知症利用者受入加算	120	127	253	380	1日につき
注9 入院時費用	246	260	519	778	1日につき(1月に6日を限度)
ハ 初期加算	30	32	64	95	1日につき(イを算定する場合のみ)
ニ 退居時情報提供加算	250	264	527	791	1回につき(イを算定する場合のみ、1人につき1回が限度)
ホ 退居時相談援助加算	400	422	844	1,265	1回につき(1人につき1回が限度)
ヘ 認知症専門ケア加算					1日につき(認知症チームケア推進加算を算定している場合は算定しない)
(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	4	7	10	
(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	5	9	13	
ト 認知症チームケア推進加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
(1)認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	159	317	475	
(2)認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	127	253	380	
チ 生活機能向上連携加算					
(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	106	211	317	初回月のみ

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	211	422	633	1月につき(3か月が限度)
リ 栄養管理体制加算	30	32	64	95	1月につき(イを算定する場合のみ)
ヌ 口腔衛生管理体制加算	30	32	64	95	1月につき(イを算定する場合のみ)
ル 口腔・栄養スクリーニング加算	20	21	42	63	1回につき(イを算定する場合のみ)
ヲ 科学的介護推進体制加算	40	43	85	127	1月につき(イを算定する場合のみ)
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算					1月につき
(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	11	21	32	
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	6	11	16	
カ 新興感染症等施設療養費(1日につき)	240	253	506	759	1月に1回、連続する5日が限度
コ 生産性向上推進体制加算					1月につき
(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	106	211	317	
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	11	21	32	
タ サービス提供体制強化加算					1日につき
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	24	47	70	
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	19	38	57	
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7	13	19	
介護職員処遇改善加算(1月につき)					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×11.1%) ^{※2} ×10.72				
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×8.1%) ^{※2} ×10.72				
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×4.5%) ^{※2} ×10.72				
介護職員等特定処遇改善加算(1月につき)					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} (介護職員処遇改善加算を除く)×3.1%) ^{※2} ×10.72				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(介護報酬総単位数 ^{※1} (介護職員処遇改善加算を除く)×2.3%) ^{※2} ×10.72				
介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	(介護報酬総単位数 ^{※1} (介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を除く)×2.3%) ^{※2} ×10.72				

※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算

減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額-(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))

※4 負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

※5 3ユニットの場合であって、3ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和する場合は50単位を減算。

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合※4(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

2 その他の費用

項 目		金額	説明
1	食材料費	36,000 円	1食につき（1月(30日)につき 1200 円）
2	理美容代	実費	
3	おむつ代	実費	
4	教養娯楽費	実費	
5	家賃	65,000 円	1月につき
6	光熱水費	19,000 円	1月につき
7	管理費	32,500 円	1月につき
8	敷金	13,000 円	退居時に返金します。（居室の原状回復費用を除く。）